

第 6 号議案

府中市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

多機能端末機による交付サービスの利用促進に向けた特例料金を設定するほか、
所要の改正を行うものであります。

府中市手数料条例の一部を改正する条例

府中市手数料条例（平成12年3月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において「電子情報処理組織を使用した請求」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は府中市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年9月府中市条例第12号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う請求（郵送により交付する場合に限る。）をいう。

第2条に次の1項を加える。

3 手数料を徴収する事務を処理するため、郵送料が生じる場合には、その実費に相当する額を徴収する。

付則に次の1項を加える。

（多機能端末機を使用した請求により証明する場合の手数料に関する特例）

4 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機で、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）に記録された移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を使用して、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を使用

した請求により証明する場合の手数料は、第2条第1項の規定にかかわらず、いずれも1件につき100円とする。

別表の1証明事務関係の表1の項、3の項、10の項及び11の項中「郵送請求」の次に「又は電子情報処理組織を使用した請求」を加える。

別表の2閲覧事務関係の表3の項中「郵送請求」の次に「又は電子情報処理組織を使用した請求」を加える。

別表の4交付事務等関係の表備考中「(平成14年法律第151号)」を削る。

別表の5審査事務関係の表18の項、21の項、22の項及び23の項並びに同表備考第3項及び第4項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表備考第6項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同表備考第9項及び第10項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表の6建築基準法の規定に基づく審査事務関係の表中65の項を67の項とし、61の項から64の項までを2項ずつ繰り下げ、60の項の次に次の2項を加える。

61	既存建築物に対する敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	28,000円
62	既存建築物に対する道路内の建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	28,000円

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新	旧
<p><u>（定義）</u></p> <p><u>第1条の2 この条例において「電子情報処理組織を使用した請求」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は府中市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年9月府中市条例第12号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う請求（郵送により交付する場合に限る。）をいう。</u></p> <p>（手数料を徴収する事務等）</p> <p>第2条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p><u>3 手数料を徴収する事務を処理するため、郵送料が生じる場合には、その実費に相当する額を徴収する。</u></p> <p>付 則</p> <p>1～3 省 略</p> <p><u>（多機能端末機を使用した請求により証明する場合の手数料に関する特例）</u></p> <p><u>4 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機で、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の</u></p>	<p>（追 加）</p> <p>（手数料を徴収する事務等）</p> <p>第2条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>（追 加）</p> <p>付 則</p> <p>1～3 省 略</p> <p>（追 加）</p>

新	旧
<p><u>利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）に記録された移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を使用して、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を使用した請求により証明する場合の手数料は、第2条第1項の規定にかかわらず、いずれも1件につき100円とする。</u></p> <p>別表（第2条） 手数料を徴収する事務及びその手数料の名称及び単位・</p>	<p>(追 加)</p> <p>別表（第2条） 手数料を徴収する事務及びその手数料の名称及び単位・</p>

新

旧

金額

金額

1 証明事務関係

1 証明事務関係

番号	事務	名称	単位・金額
1	住民基本台帳に関する証明	住民基本台帳証明手数料	1件につき 証明の請求方法の区分に応じ、次に掲げる額 (1) 省略 (2) 郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求により証明する場合 400円
省 略			
3	身分に関する証明	身分証明手数料	1件につき 証明の請求方法の区分に応じ、次に掲げる額 (1) 省略 (2) 郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求により証明する場合 400円
省 略			
10	市税その他諸収入金に関する証明	市税等証明手数料	1件につき 証明の請求方法の区分に応じ、次に掲げる額 (1) 省略 (2) 郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求により証明する場合 400円

番号	事務	名称	単位・金額
1	住民基本台帳に関する証明	住民基本台帳証明手数料	1件につき 証明の請求方法の区分に応じ、次に掲げる額 (1) 省略 (2) 郵送請求により証明する場合 400円
省 略			
3	身分に関する証明	身分証明手数料	1件につき 証明の請求方法の区分に応じ、次に掲げる額 (1) 省略 (2) 郵送請求により証明する場合 400円
省 略			
10	市税その他諸収入金に関する証明	市税等証明手数料	1件につき 証明の請求方法の区分に応じ、次に掲げる額 (1) 省略 (2) 郵送請求により証明する場合 400円 ただし、市税に関するものに

新

旧

			ただし、市税に関するものについては、1税目（固定資産税と都市計画税を併せて賦課徴収している場合は、固定資産税と都市計画税を併せて1税目とみなす。）ごとに1件とする。
1 1	固定資産に関する証明	固定資産証明手数料	1件につき証明の請求方法の区分に応じ、次に掲げる額 (1) 省略 (2) 郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求により証明する場合 400円
省 略			

			については、1税目（固定資産税と都市計画税を併せて賦課徴収している場合は、固定資産税と都市計画税を併せて1税目とみなす。）ごとに1件とする。
1 1	固定資産に関する証明	固定資産証明手数料	1件につき証明の請求方法の区分に応じ、次に掲げる額 (1) 省略 (2) 郵送請求により証明する場合 400円
省 略			

2 閲覧事務関係

番号	事 務	名 称	単 位 ・ 金 額
省 略			
3	固定資産に関する公簿及び図面を閲覧（当該公簿及び図面の写しの交付を含む。以下この項において同じ。）に供する事務	固定資産の台帳等閲覧手数料	1件につき閲覧の方法の区分に応じ、次に掲げる額 (1) 省略 (2) 郵送請求又は電子情報処理組織を使用した請求により写しを交付する場合 400円

2 閲覧事務関係

番号	事 務	名 称	単 位 ・ 金 額
省 略			
3	固定資産に関する公簿及び図面を閲覧（当該公簿及び図面の写しの交付を含む。以下この項において同じ。）に供する事務	固定資産の台帳等閲覧手数料	1件につき閲覧の方法の区分に応じ、次に掲げる額 (1) 省略 (2) 郵送請求により写しを交付する場合 400円

新

3 省 略

4 交付事務等関係

番号	事 務	名 称	単 位 ・ 金 額
省 略			

備考 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号（以下これらを「戸籍電子証明書提供用識別符号等」という。）の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書又は除籍電子証明書（以下これらを「戸籍電子証明書等」という。）の請求が同項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る戸籍電子証明書等の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書等に記載された事項と同一の事項が記載された別表の1証明事務関係の表の5の項に規定する戸籍の謄本等又は同表の6の項に規定する除籍の謄本等の請求を行う場合においては、当該戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料は徴収しない。

旧

3 省 略

4 交付事務等関係

番号	事 務	名 称	単 位 ・ 金 額
省 略			

備考 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号（以下これらを「戸籍電子証明書提供用識別符号等」という。）の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書又は除籍電子証明書（以下これらを「戸籍電子証明書等」という。）の請求が同項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る戸籍電子証明書等の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書等に記載された事項と同一の事項が記載された別表の1証明事務関係の表の5の項に規定する戸籍の謄本等又は同表の6の項に規定する除籍の謄本等の請求を行う場合においては、当該戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手

新

旧

数料は徴収しない。

5 審査事務関係

番号	事務	名称	単位・金額
省 略			
1 8	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額 (1) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）のみである建築物 ア～カ 省 略 (2) 省 略
省 略			
2 1	建築物エネルギー	建築物エネ	次の各号に掲げる区分に応じ

5 審査事務関係

番号	事務	名称	単位・金額
省 略			
1 8	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額 (1) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）のみである建築物 ア～カ 省 略 (2) 省 略
省 略			
2 1	建築物エネルギー	建築物エネ	次の各号に掲げる区分に応じ

新

旧

消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

ルギー消費性能向上計画認定申請手数料

て、当該各号に定める額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）

(1) 申請に併せて市長が指定する者が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 省 略

消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

ルギー消費性能向上計画認定申請手数料

て、当該各号に定める額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額）

(1) 申請に併せて市長が指定する者が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 省 略

新

旧

新			旧				
			イ 省 略 (7) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。） a～d 省 略 (1) 省 略 (2) 省 略			イ 省 略 (7) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。） a～d 省 略 (1) 省 略 (2) 省 略	
2 2	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に	2 2	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係

新

旧

			<p>係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)</p> <p>(1) 申請に併せて市長が指定する者が作成した<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類</u>が提出された場合 ア～イ 省略</p> <p>(2) 省略</p>
23	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<p>次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額</p> <p>(1) 申請に併せて市長が指定する者が作成した<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類</u>が提出された場合 ア～イ 省略</p> <p>(2) 省略</p>

備考

			<p>る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)</p> <p>(1) 申請に併せて市長が指定する者が作成した<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類</u>が提出された場合 ア～イ 省略</p> <p>(2) 省略</p>
23	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<p>次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額</p> <p>(1) 申請に併せて市長が指定する者が作成した<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類</u>が提出された場合 ア～イ 省略</p> <p>(2) 省略</p>

備考

新

1～2 省 略

3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、18の項第1号の規定により算出した額とする。

4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、19の項第1号の規定により算出した額とする。

旧

1～2 省 略

3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、18の項第1号の規定により算出した額とする。

4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、19の項第1号の規定により算出した額とする。

新

5 省 略

6 18の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料若しくは19の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は20の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物に係る手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積により算出した額とする。

7～8 省 略

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）

旧

5 省 略

6 18の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料若しくは19の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は20の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物に係る手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積により算出した額とする。

7～8 省 略

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）

新

の部分に係る額及び他の建築物に係る額を合算した額とする。

10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、21の項の規定により算出した額とする。

11～12 省略

6 建築基準法の規定に基づく審査事務関係

番号	事務	名称	単位	金額
省略				
61	既存建築物に対する敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	28,000円

旧

の部分に係る額及び他の建築物に係る額を合算した額とする。

10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、21の項の規定により算出した額とする。

11～12 省略

6 建築基準法の規定に基づく審査事務関係

番号	事務	名称	単位	金額
省略				
(追加)				

新

旧

6 2	既存建築物に対する道路内の建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	28,000円
6 3 ～ 6 7	省 略			

(追 加)	
6 1 ～ 6 5	省 略

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。